

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和5年9月4日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名  
八尾町樫尾地内携帯電話中継局草刈り業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
企画管理部 情報システム課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年9月4日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福3994番地  
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
7,848円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和5年9月26日

富山市長 藤井裕久

- 1 契約の件名  
感謝状筆耕手数料
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
福祉保健部福祉政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年9月26日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福3994番地  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
501円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和5年9月27日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名  
八尾行政サービスセンター庁舎日常清掃業務委託（後期）
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
八尾行政サービスセンター
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年9月27日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福3994番地  
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
373,660円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和5年9月28日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名  
令和5年度富山市技能勤労者表彰に係る賞状筆耕委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
商工労働部商工労政課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年9月28日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福3994番地  
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
3,968円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。